

## 公衆衛生医師の育成・確保のための基本的枠組（素案）

※これまでの各委員のご意見等を踏まえ事務局で論点を整理したもの

（平成16年7月29日版）

### 公衆衛生医師の職務に関する普及啓発

採用前の学生、研修医、臨床医等に対する公衆衛生に関する教育及びホームページや雑誌等による普及啓発を充実し、公衆衛生医師に対する理解を深め、認知度を向上させる。

#### ○学生に対する講義の工夫

- ・ 公衆衛生医師が医育機関等において、学生に対して公衆衛生行政の実践的内容について、公衆衛生学、衛生学の講義などの機会を通じて講義を行う。地方公共団体は医育機関等の求めに応じて積極的に講師の派遣に協力する。
- ・ 入学後早期に医師の役割が医療だけでなく、公衆衛生の向上にあるという認識を高める教育を開始する。

#### ○学生に対する実習の工夫

- ・ 地方公共団体は、保健所における学生の夏期実習等について、受け入れ、カリキュラムの設定及び講義を実施すること等に積極的に協力する。
- ・ 保健所実習においては、公衆衛生医師が企画調整を行い、指導も直接実施する。

## ○医育機関等における進路説明会の活用

- ・ 公衆衛生・衛生学教室における研究等の活動に関する説明を行うとともに、地方公共団体における公衆衛生医師の活動に関して、公衆衛生医師より直接説明する。
- ・ 地方公共団体は積極的に進路説明会への参加に協力し、保健所に勤務する医師又は本庁に勤務する医師が説明を行う。

## ○臨床研修（地域保健・医療研修）の充実

- ・ 保健所は積極的に臨床研修医を受け入れ、地域保健・医療研修のうち少なくとも保健所での研修を2週間以上実施する。
- ・ 標準的テキスト、カリキュラムを作成する。

## ○生涯教育、社会人教育等

- ・ 社会人大学院や医師会の生涯教育制度等により、臨床医を含めた医師全体の公衆衛生に関する知識や関心を高める。

## ○ホームページ等の媒体を活用した普及啓発

- ・ 公衆衛生医師の募集を行う際に、例えば公衆衛生医師の業務内容、役職、モデルとなる複数の公衆衛生医師からの紹介文等を記載する。
- ・ ホームページ、雑誌、新聞、広報誌、専門誌、学生向け雑誌、一般誌等に積極的に掲載する。
- ・ 公衆衛生医師に関する情報を紹介するリーフレット等を作成し、配布する。

- ・ 公衆衛生医師の業務に関する説明会やブロック会議を開催する。

## 公衆衛生医師の採用・確保

採用計画を策定し、定期的に公衆衛生医師を採用するとともに、ホームページの活用や公衆衛生医師確保推進登録事業の活用等の募集方法の工夫、人事交流等により、効果的な採用を実施する。

### ○採用計画の策定による定期的な採用

- ・ 欠員を補充するような採用ではなく、地方公共団体は、現在勤務している公衆衛生医師の年齢構成等を考慮し、若手を育成し、適切な公衆衛生医師を養成することを基本とする計画的な採用を実施する。

### ○募集方法の工夫

- ・ ホームページや雑誌、新聞、広報等による募集を定期的実施する。内容は募集人数、業務内容、給与、役職、研修実施状況、職員の声等を掲載し、特にホームページでは募集期間が終了した後も掲載し、随時閲覧できるようにする。

### ○地方公共団体間等での人事交流

- ・ 都道府県間や都道府県内等における人事交流を活用し、例えば1地方公共団体1保健所であっても保健所長が異動できるようにすることで、活性化を図り、地方における偏在を緩和する。

## ○奨学金制度

- ・ 国立保健医療科学院等に進学する際に既存の奨学金制度の利用できる可能性について調査・検討を行い、ホームページ等において情報提供する。

## ○公衆衛生医師確保推進登録事業の活用

- ・ 厚生労働省が実施している公衆衛生医師確保推進登録事業を活用する。

## **公衆衛生医師の育成**

公衆衛生に関係する多様な分野を経験することを中心とした研修を行うとともに、保健所への複数の医師の配置、研究事業への参加等による研鑽についても研修計画に含めることにより、公衆衛生医師の総合的な能力の向上を念頭に置いた研修体系を確立する。

## ○研修計画の策定

- ・ 派遣・交流先について採用からの年次を概ね定めた研修計画を提示する。特に必須となる研修（例：国立保健医療科学院、危機管理研修、結核研究所、各自自治体の一般および管理職研修）、選択が可能な研修（例：母子愛育会、精神神経センターなど）、追加が可能な研修（例：国内外の研究機関、大学など）について明記する。
- ・ 異動先についても保健所以外に本庁や国、教育委員会、福祉、医療、国際協力、等を想定し、多様な経験を積めるようにする。

## ○研究事業等への参加

- ・ 保健所等の行政機関と医育機関が協力して調査研究事業を行い、若手を含む公衆衛生医師が積極的に参加することにより、公衆衛生医師の専門能力の向上を図り、かつ、地方公共団体と教育機関の連携を推進する。
- ・ 全国の公衆衛生医師が参加可能なメーリングリスト、メールマガジン、健康危機管理支援情報システム等を活用する。

## ○保健所への医師の複数配置

- ・ 各世代の公衆衛生医師を保健所に配置することにより、経験の豊かな公衆衛生医師が直接指導をするとともに、互いに研修等を受けやすい環境を整備する。

## ○各機関の連携

- ・ 地域における関係者は、公衆衛生医師の育成・確保のための連絡と協議を行う会議を設置し、医育機関、保健所関係者及び本庁職員等と連携し、今後の方策等について協議する。

## ○公衆衛生関係の情報提供等

- ・ 留学に関する情報や諸外国における方策の分析等について、医育機関等から地方公共団体及び公衆衛生医師に対して情報提供する。

## ○専門能力の向上・学位の授与

- ・ 医育機関において公衆衛生に関する専門的なコースにより、学位（公衆衛生学修士等）の授与等を行う。

- ・ 国立保健医療科学院のいわゆる保健所長コース（専門課程Ⅰ）の内容を「保健所長の職務の在り方検討会報告書」等の検討を踏まえ、通年（遠隔教育の活用等を含む）の受講を前提とした抜本的見直しを行うとともに、地方公共団体等は研修計画への位置づけを行い、積極的に公衆衛生医師を受講できる環境を整える。
- ・ 公衆衛生専門医制度等については、国立保健医療科学院の専門課程や海外における公衆衛生学修士等との関係の整理が必要であり、今後の更なる検討を要す。

#### ○処遇の工夫

- ・ 学位取得、留学、研究、研修等に関する服務上の規定の整備（職務専念義務の免除等）を行う。

#### 公衆衛生医師の職務に関する普及啓発及び公衆衛生医師の育成・確保が推進されるための取組

関係者は上述の施策の実現の可能性について検討し、今後実施状況について評価を行う必要がある。

#### ○地方公共団体

- ・ 本検討会で整理された施策について、実施状況を確認し、実施していない場合には実施に向けた検討を行い、早期実現を目指した計画を策定し、目標の達成状況について毎年評価を行う。

○関係団体（衛生学・公衆衛生学教育協議会、日本医師会、日本公衆衛生学会等）

- ・ 本検討会で整理された施策について、実施状況を確認し、実施していない場合には実施に向けた検討を行い、早期実現を目指した計画を策定し、目標の達成状況について毎年評価を行う。特に衛生学・公衆衛生学教育協議会では、卒前教育等について、日本医師会及び日本公衆衛生協会では、卒後研修等について対応を行う。

○国（厚生労働省・国立保健医療科学院）

- ・ 厚生労働省は、地方公共団体及び関係団体に対して計画策定について協力し、その評価を一括して行う。評価にあたっては、関連施策の一覧表を作成し、実施状況、実現の可能性、実施していない理由を調査し、地方公共団体及び関係団体が自らの進捗状況を客観的に評価できるよう公表する。
- ・ 国立保健医療科学院は、自ら行う公衆衛生医師の研修制度について、実施状況の評価し、地方公共団体等へ情報提供する。また、地方公共団体及び教育機関における取組の推進のための協力を行う。